

代理店賠償責任保険セミナー

オンラインセミナー開催

「コンプライアンスと代理店の賠償責任」

—消費者に信頼される代理店になるために—

保険業務を遂行するすべての皆様へ！

保険契約と説明責任

保険業法第300条は特別利益提供の禁止のほか、虚偽の説明をしたり、重要な事項を告げない行為等も禁止と規定しています。
それが「つい、うっかり」の場合であったとしても、禁止行為とみなされた場合には損害賠償責任が生じます。我々会員の事故報告では、このケースが全体の9割近くにも上がっています。
その他・・・例えば、満期の連絡はしたが、更改確認をしなかった。これらが「民法の信義誠実の原則」に照らし、代理店の過失割合を2割と判断したケースもあります。
このように、募集時の説明不足や保険金支払いの不満等から、損害賠償を求められたり、訴訟に至らないまでも苦情が入ることが確実に増えていて、代理店への被害申し立てリスクは確実に顕在化しています。

「つい、うっかり」も賠償リスク！

開催日時

2020年12月11日(金)

15:00～17:00 14:45～入室可能

講師 Chubb(チャブ)損害保険(株)

委託講師(元営業開発本部長) 杉山 幹久 氏

京都代協では、保険業務に起因する契約者等からの損害賠償請求に備えるため、多くの会員が「代理店賠償：日本代協新プラン」に加入しているのはご高承の通りです。現在、損害保険代理店が置かれているコンプライアンスの環境を再確認すると共に全国各地で起こっているトラブル事例から生きた教訓を学び、日常業務の改善などにお役立てください!!

ZOOMウェビナー無料開催
500名まで参加できます。
非会員様・保険会社様大歓迎です。

■ 申込みは11月30日(月)まで



お申込みは上記QRコードからお手続きください。

※申し込みが完了したら、すぐに確認メールが届きます。届かない場合は、迷惑フォルダー等をご確認ください。
また、当日までにセミナーのご招待URLをメールにてお送りさせていただきます。

一般社団法人 日本損害保険代理業協会 近畿ブロック協議会

京都損害保険代理業協会・滋賀県損害保険代理業協会・奈良県損害保険代理業協会

TEL 075-257-3633

E-mail iia21@kyotodaikyo.net